

## 排水規制等専門委員会における検討状況について

### 1. 専門委員会における検討事項

- (1) 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について
- (2) 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について

### 2-1. 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等に係る検討状況

#### (1) 経緯

平成 21 年 9 月 15 日、1,4 - ジオキサンを公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）に、また、1,2 - ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4 - ジオキサンを地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）にそれぞれ追加するとともに、1,1 - ジクロロエチレンに係る健康保護に係る水質環境基準値及び地下水環境基準値を見直すことが適切である旨、中央環境審議会より環境大臣に対し答申がなされた。

この答申を踏まえ、平成 21 年 11 月 30 日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の項目の追加及び基準値の変更が告示された。

環境基準の追加及び見直しを受け、水質汚濁防止法に基づく排出規制、地下浸透規制等、環境基準達成のための方策について検討するため平成 21 年 11 月 30 日付けで、環境大臣より中央環境審議会に対して「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問が行われ、平成 21 年 12 月 17 日より検討しているところである。

#### (2) 検討状況

これまで計 5 回の審議を行い、各検討対象物質（1,4 - ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2 - ジクロロエチレン、1,1 - ジクロロエチレン）についての検討状況は以下のとおりである。

##### 1) 1,4 - ジオキサン

健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準に追加された当該物質については、排出水の排出及び地下浸透水の浸透等の規制に係る項目に追加することとし、排水基準を、設定された環境基準値（0.05mg/1）の 10 倍値（0.5 mg/1）、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を、設定された環境基準値（0.05mg/1）と同値とする方向で議論が行われている。なお、特定施設や暫定排水基準についての検討及び当該物質を含む廃棄物の取扱いについて関係部局における検討状況を踏まえ審議を行うこととしている。

## 2) 塩化ビニルモノマー、1,2 - ジクロロエチレン

地下水環境基準のみに追加された当該物質については、排出水の排出の規制に係る項目には追加せず、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目のみに追加することとし、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を、設定された環境基準値（0.05mg/l）と同値とする方向で議論が行われている。

## 3) 1,1-ジクロロエチレン

健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値が見直された当該物質について、排水基準を、新たに設定された環境基準値（0.1mg/l）の10倍値（1.0 mg/l）、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を、設定された環境基準値（0.1mg/l）と同値とする方向で議論が行われている。

## 2-2. 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質に係る検討内容について

### (1) 経緯

平成 22 年 1 月 29 日の中央環境審議会答申「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について（答申）」において、水質事故に対する迅速な対応を推進するとともに適正に事故原因を究明し再発防止を図るため、事業場における事故について「水質汚濁防止法」の事故時の措置の対象物質・施設を拡大することが必要とされた。

同答申を踏まえ、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案が平成 22 年 3 月 2 日に閣議決定され、4 月 28 日に成立、5 月 10 日に公布された。

改正後の水質汚濁防止法においては、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を製造等する施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を新たに義務付けた。

このような状況を踏まえ、平成 22 年 10 月 14 日に中央環境審議会へ諮問を行い、排水規制等専門委員会において、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質に関する専門的事項について検討しているところである。

### (2) 検討状況

10 月 19 日に開催した排水規制等専門委員会（第 5 回）において、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（諮問）及び諮問に関する補足説明について審議を行い、事故時の措置の対象物質リストのたたき台について環境省より提案した。

### 3. 今後の予定

#### ▼平成 22 年 12 月 17 日（予定）

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会（第 6 回）開催予定

- ・「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について（第 1 次報告）」（案）（※塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンに係る報告）についてパブリックコメントにかける案を取りまとめる予定。
- ・「事故時の措置の対象物質リスト」（案）について、パブリックコメントにかける案を取りまとめる予定。

#### ▼平成 22 年 12 月末～平成 23 年 1 月下旬頃

パブリックコメントの実施

#### ▼平成 23 年 1 月末～2 月上旬頃

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会（第 7 回）開催予定

- ・パブリックコメントの実施結果について
- ・「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について（第 1 次報告）」（案）について
- ・「事故時の措置の対象物質リスト」（案）について

#### ▼平成 23 年 2 月頃

中央環境審議会水環境部会より答申

※なお、1,4-ジオキサンについては、特定施設や暫定排水基準についての検討及び当該物質を含む廃棄物の取扱いについて関係部局における検討状況を踏まえ、報告書の取りまとめを行っていく。

※事故時の措置の対象物質リストについては、改正水質汚濁防止法公布の日（平成 22 年 5 月 10 日）から 1 年以内で政令で定める日から施行する。

<参考>

水質汚濁防止法の一部改正法に基づく「事故時の措置」の位置付け

事故時の措置に関する改正水濁法の規定

(定義)

第二条(略)

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(第十四条の二第二項において「指定物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

(事故時の措置)

第十四条の二 (前略)

2 指定施設を設置する工場又は事業場(中略)の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。(後略)